

特定利用港湾の指定について

1. 先般、政府における総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議において、特定利用港湾の一つに石垣港が指定されました。
2. 特定利用港湾の指定に当たっては、昨年、政府から、平素から、必要に応じて自衛隊や海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、その上で、それらの空港や港湾について、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊や海上保安庁の航空機や船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図る取組内容であると説明を受けました。
3. 本市としては、従来から持続的な経済成長を図るため、リーディング産業である観光業の推進や地場産業の振興に取り組んでいること、そして、昨今の世界情勢におけるロシアによるウクライナ侵攻を契機とした力による一方的な現状変更の試みなど、安全保障に対する懸念が高まっていることに対する万一の事態が生じた場合の備えについて、本市も、法令上国民保護を一義的に担う立場として、市民の生命・身体・財産を守るための万全の準備を行っていく責務があります。
加えて、陸路での救助や輸送が物理的に不可能な本市においては、災害時の危機管理の観点からも港湾整備を進める必要があり、これらの事情を総合的に勘案し、石垣港を指定することに同意することとしました。
4. この特定利用港湾の指定について、今後、軍事施設化や有事における攻撃目標になるのではないかと懸念があることも承知しております。

今回のこの取組によって、民間空港や港湾が新たに自衛隊基地や駐屯地を設置する目的ではないことは確認しており、また、自衛隊や海上保安庁は、すでに、これまでも民間の空港・港湾を利用しております。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、政府と「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりましたが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊や海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは認識しておりません。

むしろ、自衛隊や海上保安庁の航空機や船舶が必要な空港や港湾を平素から円滑に利用できるように調整することで、これまで以上に円滑な利用が可能となることに加え、我が国への攻撃を未然に防ぐためのいわゆる抑止力を高めるとともに、災害時での迅速な展開活動にもつながり、ひいては市民の安全につながるものと考えております。

5. 引き続き、石垣港については、政府と良く連携し、必要な取組を進めてまいります。